

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）より抜粋

第3次基本方針のうち国語分科会関係部分

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

5. 国語の正しい理解

言葉は、論理的思考力、表現力、想像力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 国語に関する調査を定期的実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 情報化時代に対応する漢字政策の在り方を踏まえて、新たに示された常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）等の普及を図る。
- 敬語に関して、具体的な指針の普及を図る。
- 国内における消滅の危機にある言語・方言について、実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための取組について調査研究を行い、その成果について普及等を図る。
- 学校教育において、全ての教科の基本となる国語力を養うため、教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。

- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し、公用文書等では、国民に分かりやすい表現を用いるよう努める。それと同時に、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。

6. 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

その際、我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため、関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。その際、特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として、日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに対応するため、日本語教員等の海外派遣・招聘研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。